

令和8年度版

多摩市長 殿

本申込書の有効期間: 令和9年3月末日まで

令和 年 月 日

市使用欄

教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届及び入所継続の申込みをします。

住所	〒206 ー		多摩市					
在籍児童	フリガナ							
	氏名							
	生年月日 (R8.4.1.現在の年齢)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)				
	在籍施設名							
同居者 ※上記の在籍児童を除く	世帯分離・住民票・戸籍関係に関わらず、同一住所に居住している場合は記入してください。 ひとり親の場合は、ひとり親の証明書類(児童扶養手当証書等)を添付してください。 昨年と変わらなくても必ず記入してください。 父母のいずれかが単身赴任等で別居している場合は、名前の後に(別居)と記載し、職業欄に住所も記入	フリガナ	続柄 (申込児童を基準)	生年月日	年齢 (R8.4.1.現在)	保育の必要性の事由 (児童の場合、その他カッコ内へ所属施設名を記入)		
		氏名						
		保護者1				☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()		
		(電話番号) ー ー		*必ずご記入ください				
		保護者2				☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()		
		(電話番号) ー ー		*必ずご記入ください				
						☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()		
						☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()		
						☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()		
						☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 看護・介護 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()		
在園児童以外の未就学児がいる場合のみ記入		現在の保育状況				番号で記入→		☐ 有 ☐ 無
名前			1. 自宅保育 2. 認証保育所 3. 一時保育 4. 市外認可保育所 5. その他 ()				R8年度申請	
生活保護	☐ 有 ☐ 無		担当ケースワーカー名					

税情報等の提供について

多摩市が保育施設(施設型給付費・地域型保育給付費等)の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)や、税情報について根拠となる申請書等及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額・給食費補助について、特定教育・保育施設等に対して提示することに本書の提出をもって同意します。

同意確認欄

☐ 同意します

令和8年1月1日時点で、多摩市に住民登録がありますか。

父親	☐ はい ☐ いいえ	いいえの場合記入 →	令和8年1月1日時点では、 ☐ 市 ☐ 区 ☐ 町 ☐ 村 に住民登録があります。
母親	☐ はい ☐ いいえ		令和8年1月1日時点では、 ☐ 市 ☐ 区 ☐ 町 ☐ 村 に住民登録があります。

※いいえを選んだ方は、令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和8年6月頃に発行される令和8年度市町村民税課税・非課税証明書(写)または令和8年度納税通知書をご提出ください。
※父母ともに非課税で、親族・その他同居者と同居している場合は、その方の税書類も提出していただく場合があります。

家庭状況に関する提出書類等確認表

代表保護者・保護者2について、それぞれ保育の必要性を証明する書類を添付してください。(継続のしおりP4～P5参照)	代表保護者												保護者2											
	保育の必要性																							
	就労	求職	出産	疾病	障がい	看護	介護	就学	災害	不存在	特例	その他	就労	求職	出産	疾病	障がい	看護	介護	就学	災害	不存在	特例	その他
✓を記入⇒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

以下のすべての項目について、「はい」「いいえ」に✓を付けてください。また、「はい」の場合は右記の手続きを行ってください。

No	項目	はい	いいえ	「はい」の場合に必要な手続き	No	項目	はい	いいえ	「はい」の場合に必要な手続き
1	子ども・若者政策課に最後に申請した内容(住所、世帯人数など)と、今回の申請内容に変更がありますか。	☐	☐	給付認定変更届または保育の必要性の事由を示す書類の提出	6	同居者の中で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所有している方がいますか。	☐	☐	所有している手帳(写)の提出
2	ひとり親世帯ですか。	☐	☐	下記のうちいずれか1点の提出 ○マル親医療証 ○戸籍謄本 ○児童扶養手当証書 ○離婚届受理証明書 ○ひとり親制度認定通知書	7	父母のどちらか、またはともに、親族(3親等以内)の経営する事業所で就労をしていますか。	☐	☐	下記の該当箇所への記入 親族が経営している事業所で就労している方 ☐ 父 ☐ 母 上記の者から見た経営者の続柄 ()
3	離婚を前提としており、かつ別居中(住基が別)ですか。	☐	☐	離婚前提であることを証明する書類の提出 【例】○調停期日通知書 ○担当弁護士が証明する書類等	8	保育の必要性の事由が一人につき、2つ以上重複してありますか。(就労と障害・就労と介護等)	☐	☐	保育の必要性の事由について、それぞれで証明する書類の提出
4	ひとり親世帯(3の離婚前提含む)の方 →お子さんの他に同居者はいますか。 *該当しない場合、いいえに✓を付けてください。	☐	☐	「教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書」の同居者欄に、その方の氏名等を記入	9	同居している保護者以外の親族(20歳以上65歳未満に限る)の方がいますか。	☐	☐	「教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書」の該当同居者に現在の状況を記入 【求職に準ずる方の場合】求職またはその他に○を付ける 【保育の必要性の要件がある場合】該当の要件に○を付け、要件書類を提出
5	保育料の滞納がありますか。 (審査時点。在園・卒園・退園児滞納分含む)	☐	☐	教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書(本紙)を直接、子ども・若者政策課に提出 *その際に納付誓約の手続きをおこない、滞納分に支払い方法について相談をしてください。既に一括納付済み場合は領収書をお持ちください。	10	就労内定者ですか。	☐	☐	就労証明書(指定様式)を提出後、就労開始してから「就労開始証明書」を提出

保育所等入所継続申込承諾事項

申込みにあたって、以下のすべての項目について承諾していただく必要があります。すべての項目を確認し、内容確認欄に✓を付けてください。不明な点は、必ず関連するしおりのページを参照いただくか、子ども・若者政策課までお問い合わせください。多摩市では、場合によっては退所という厳しい対応をしています。個人的な事情には、配慮できかねる場合もありますので、十分ご承知おきください。

No	項目	しおり	内容確認欄
1	【申請内容の確認】 提出された内容の確認のために、必要に応じて住民基本台帳に記載された情報や、世帯員の課税状況、障害者手帳の有無や等級等を、公簿により閲覧します。		☐
2	【保育所等・関係機関との情報交換】 保育の必要性及び緊急連絡先の確認のため、保護者の状況等を在籍する施設・関係機関と情報交換を行います。		☐
3	【退所になる条件】 保育の必要性の事由がなくなったとき、または保育の必要性の事由があっても2ヶ月間連続して保育所等に通所しない場合は、退所になります。	P.2	☐
4	【入所継続ができない場合】 申請内容に虚偽が認められる場合または申請内容が事実と異なる場合は、入所継続・転所決定を取り消すことがあります。なお、転所が決定した方については、元の施設に戻るができないため、退所になりますのでご注意ください。		☐
5	【提出方法の確認】 保育料の滞納のある方、4月の転所(転園)希望の方は、必ず期限内に子ども・若者政策課窓口で申込みください。 市外保育所等在籍児童、市内保育所等在籍児童、4月入所申請児童がいる方は、それぞれ受け付け期間と提出方法を確認し、提出してください。	P.6 ～7	☐
6	【書類の不備】 保育の必要性を証明する書類(就労証明書など)の記載内容に不備等があった場合は、「求職」になります。		☐
7	【申込後の内容の変更手続き】 家庭状況の変更(住所・代表者・結婚・離婚・同居者の増減等)、保育の必要性の事由の変更(就労・疾病・就学・求職・育児休業等)があった場合は、分かり次第、速やかに提出してください。理由なく届出がない場合や、確認時点で保育の要件がなかったことが判明した場合、退所となります。	P.8	☐
8	【傷病等により配慮を要する児童になった場合】 入所後、お子さんが傷病等により、障害者手帳の交付を受けたり、医療的措置が必要となるなど、配慮を要する児童となった場合、医療機関において集団保育が可能かの確認をいただくと共に、在籍保育所及び子ども・若者政策課に連絡をお願いします。	P.9	☐
9	【令和8年度中の申込み内容の変更手続き】 入所継続の手続きは、令和8年4月1日以降の保育の必要性の事由の確認のためのものです。 令和8年度中の申込み内容の変更については、継続申請の書類で変更手続きはできません。別途変更の届出が必要です。理由なく届出がない場合は、退所になることがありますので、ご注意ください。令和8年度の就労証明書や診断書のコピーで令和7年度の変更ができます。継続の書類を提出する前にコピーをして手続きをしてください。		☐
10	【入所継続の通知】 保育の必要性を確認できた方については、継続できることに対する通知は行いません。	P.2	☐
11	【3歳児クラス以降の給食費について】 3歳児クラス以降の保育料は無償となりますが、給食費の徴収がありますので詳細は各園にお問い合わせください。年収360万円未満相当世帯等の副食費については、公費負担となりますので徴収が免除となります。また従来決定していた保育料と比べ給食費が高くなってしまう世帯へ給食費補助をする算定を行うために世帯員の課税状況を参照します。	P.13	☐
12	【保育料について】 保育料は、月単位の支払いです。月の途中での退所または1日も通所しなくても1ヶ月分の保育料を納付してください。		☐
13	【滞納の督促・差押え等】 保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育所を通じての納付催告、児童手当からの充当、地方税法の例により差押え等の滞納処分を行います。	P.13	☐
14	【提出日前後に離職するために、求職活動中または内定で申込む場合】 3月中に会社を辞める等、「求職中」で4月以降入所継続をした場合、3ヶ月間の期限付き入所となります。3ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出する、「内定」の場合は、就労開始後2週間以内に、「就労開始証明書」を提出することで、引き続き在籍することが可能になります。ご提出いただけない場合は、月末をもって退所となります。また、当年度中に保育の必要性がなくなる場合は、当年度中に保育の必要性を示す要件書類の提出が必要となります。翌年度4月以前の保育の要件がない場合は、退所となりますので、必ず当年度の手続きをしてください。	P.4	☐
15	【育児休業または自営業の方で育児による休業期間中の特例保育について】(既に認可保育所等に在籍児童がいて、今回新規申請をする場合) 第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。 ただし、①第二子以降の出産のために育児休業を取得する方②育児休業法に定める育児休業を取得する方、自営業の場合は自営業であることがわかる書類の提出できる方で、③児童が実際に勤務していた期間(休業開始前)に在籍していた保育施設に継続して在籍する④育児休業を取得した事業所へ復帰する場合に限り、特例保育を認めています。 上記①②③④に該当する場合、第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児の在籍を認めています。 ※4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児童は3月末日をもって退所となります(在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合を除く)。	P.10	☐